

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 議会・行政委員会専門部会(議会)

協定項目	6 市議会の議員の定数及び任期の取扱い	関係項目	議会の議員の定数及び任期
調整の内容	市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号及び第3項の規定を適用する。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：議会の議員の定数及び任期</p> <p>内容：議員定数 52 人</p> <p>現員数 51 人</p> <p>地方自治法第 91 条に基づく上限数 56 人</p> <p>任 期 平成 15 年 5 月 1 日～平成 19 年 4 月 30 日</p>		<p>名称：議会の議員の定数及び任期</p> <p>内容：議員定数 18 人</p> <p>現員数 18 人</p> <p>地方自治法第 91 条に基づく上限数 26 人</p> <p>任 期 平成 13 年 9 月 30 日～平成 17 年 9 月 29 日</p>	
<p>美原町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40 年法律第 6 号。以下「合併特例法」という。)第 7 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、堺市の議会の議員の残任期間、引き続き堺市の議会の議員として在任するものとする。</p> <p>また、合併特例法第 7 条第 3 項の規定を適用し、合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間、美原町の区域に選挙区を設けるものとし、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は 2 人とする。</p>			